

—ごみ処理手数料一覧—

1.燃やせるごみ等の処理手数料(指定袋等の単価)

区 分	手数料(ごみ袋・シール1枚の単価)	
燃やせるごみ	指定袋・大(650×800)	20円
	指定袋・中(500×700)	
	指定袋・小(400×500)	
	燃やせるごみシール	

【説明】

- ・ごみ袋は、10枚単位で購入できます。
- ・ごみ袋は上島町内のごみ袋販売指定店又は各総合支所で購入できます。

2.安定型最終処分場へ土類等を搬入する場合の手数料

区 分	手 数 料
軽四トラック以下	510円
2トントラック以下	1,030円
4トントラック以下	2,060円
4トン積みを超えるもの	受入しません。

【説明】

- ・安定型最終処分場へ持ち込みできるものは、土類、石類、瓦、コンクリート殻(鉄筋は除く)等です。
- ・生活環境課または各支所住民課で受付を済ませてから、最終処分場へ持ち込んでください。(弓削支所住民課は除く)
- ・事業活動により発生した廃棄物、石膏ボードなどは産業廃棄物のため持ち込みできません。

3.ごみ処理施設へ可燃物(一時多量ごみ)を直接搬入する場合の手数料

区 分	手 数 料
軽四トラック以下	510円
2トントラック以下	1,030円
4トントラック以下	2,060円

【説明】

・ごみを指定袋に入れて直接搬入する場合は、上記の手数料はかかりません。

4.(家電リサイクル製品)特定家庭用機器再商品収集運搬処理手数料

区 分	手 数 料
エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機(衣類乾燥機) 各1台につき	直接搬入 2,800円 各戸収集 3,300円

【説明】

・原則、購入店または買い替えする店で引き取ってもらってください。
・上記の扱いができない場合のみ、町で引取りします。メーカー名を確認の上、郵便局でリサイクル料金を支払い、家電リサイクル券を持って、受付に来てください。

5.粗大ごみの処理手数料は別紙の手数料表のとおりです。

【説明】

・直接搬入すると、処理手数料が半額になります。
・[別紙]粗大ごみ処理手数料を確認し、それぞれの品物に処理手数料の粗大ごみシールを貼り付けて出してください。
・粗大ごみシールは、上島町の各総合支所又はごみ袋販売指定店で購入してください。

※直接搬入とは、排出者が各クリーンセンターに直接持ち込みをすることをいいます。

クリーンセンターへの直接搬入の受付時間

月曜日から金曜日の午後1時30分～午後4時50分